

クライシスイングランド&ウェールズの方々と意見交換を行いました。我が国の犯罪被害者等施策の歩みにつきましてお話ししたところ、VSのメンバーも10年前のあすの会の訪問を覚えておられました。正にあすの会が懸け橋となって大きな成果を得ることができたことをここにご報告申し上げます。

私は、岡村先生から大きな宿題を頂きました。それは18年間のあすの会の活動の記録を、後世に引き継いでもらいたいというものでございます。あすの会の

これまでの活動は、我が国の刑事司法を大きく変革するもので、その足跡は重要な資料となるものでございます。あすの会の皆様の熱い思いや活動の灯を絶やしてはならないと強く思っております。ご縁を頂き、皆さまと活動してこられたことは、私にとりまして大きな誇りであることをこの場で申し上げて、皆様のますますのご健勝を心からご祈念申し上げ、私の挨拶と代えさせていただきます。

来賓紹介

杉浦正健元法務大臣、保岡興治元法務大臣（代理）、漆原良夫公明党顧問、山下貴司法務大臣政務官、平沢勝栄衆議院議員、柴山昌彦自民党筆頭副幹事長の他、内閣府、警察庁、法務省、検察庁など各方面の方々に多数お越しいただきました。

以上、来賓紹介までは本村 洋幹事、久保田直子会員が司会を担当し、以後、假谷 実幹事が議長となり、議事を進行いたしました。

記念講演「犯罪被害者の方々の姿を伝えて」

キャスター 国谷 裕子

「全国犯罪被害者の会」の皆様方、この18年間本当にお疲れ様でございました。

最終大会という大きな区切りの日に犯罪被害者の方々が懸命に向き合ってきた問題に、メディアの立場からほんのわずかですが、関わらせていただいた者としてお話をさせていただきます。

私が犯罪被害者の遺族の方々の声に初めて接したのは、1998年9月2日のクローズアップ現代で「真実を知りたい～犯罪被害者 遺族の訴え～」という番組を担当した時でございます。とても大きな衝撃を受けました。

取材VTRには夫や子どもを殺された遺族が裁判の日程すら伝えられず、捜査で明らかになったはずの情報も知らされない、被害者が裁判の場で対等に話せる場がなく、加害者の一方的な供述によって事件が処理されてしまう恐れにも苦しんでいたのです。

私は事件の影響を深く受ける被害者や家族の方々が知る権利すら認められていない現実に唖然としました。それと共に報道番組に長年関わっていたにもかかわらず、この番組を担当するまで犯罪被害者の方々の置かれている厳しい状況について全く知りませんでした。

この20年前の番組をスタートに、クローズアップ現代は被害者や家族の方々が自らの状況を多くの一人に訴え、権利獲得に向けて社会や政治を動かしていった姿を記録することとなりました。

被害者の方々が懸命に動き、「犯罪被害者」という言葉が生れたことによって今まで多くの人びとに認識されていなかった課題が、いかに切実で、重要な社会問題なのかが、知られるようになっていったことを実感いたしました。

こうして社会問題としての認識は広がっていきま

した。2002年10月24日に放送した番組では、孤立無援の被害者家族に手を差し伸べていたのが、同じ痛みを体験してきた被害者であるという現実を目の当たりにし、事件によって打ちのめされた人々に対して社会の眼差しがまだまだ届いていないことを痛感させられました。

犯罪被害からの回復に向けて重要とされているのが事件の真相を知る権利、裁判に参加する権利、そしてその平穏な生活を取り戻すまで切れ目のない支援が行われることです。こうしたいくつもの課題を、番組を通してその後も伝えていくことになりました。

2005年12月9日には被害からの回復の厳しさを伝えました。誰がいつ犯罪の被害者になるかもしれない中で、被害者の方々による訴えによって被害からの回復を自己負担で進めなくてはならない厳しい現実が浮き彫りになりました。国の給付金が十分ではなく困窮に陥る家族が少なくない中で、犯罪被害者の会は被害者の治療費、カウンセリング費用などの無償化なども含め、事件前の平穏な生活を被害者や被害者の家族が取り戻すことができるよう途切れのない補償制度に向けても動いていました。

「あすの会」の活動によって2004年に生まれた犯罪被害者等基本法には、被害者の権利が明確に規定され、司法制度の改革が実現するなど大変大きな成果につながりました。

今では希望すれば裁判の場で被害者は被告に質問したり、検察官と同じように求刑することができるなど2011年3月3日に放送した番組では司法の常識が変わったことを強く印象づける裁判風景を伝えることができました。

「あすの会」の解散によって、被害者の方々を中心となって社会を変えていくという進め方はひとつの区切りを迎えることとなります。

今後はこれまでの被害者の方々ご自身の運動や想

いを社会全体で引き継いで、残された課題の解決を進めなくてはなりません。そのためにもメディアは被害者の方々の声を直接伺い、被害者の方々が抱えている悩みや課題についてもっともっと掘り下げ、それを社会全体に伝えるということをより一層行っていかななくてはならない。置き去りにされる、取り残される被害者がいなくなるために、今、メディアに関わってきた者としてそのように思います。



設立から解散まで

顧問 岡村 勲

本日は、上川法務大臣をはじめ多くの方々にご臨席いただき、まことにありがとうございます。あすの会は、本日をもって解散することになりました。

今この壇上に立ちますと、18年前に当会を設立してから今日までのことが思い出されて、感慨無量なるものがあります。

1. あすの会設立当時の犯罪被害者の立場

弁護士になって39年目の1997年10月、理不尽な犯罪によって妻を失い、初めて被害者の置かれた悲惨な状況を知りました。当時の被害者は、社会からは好奇と偏見の目で見られて外出もままならず、一家の働き手を失い生活に困っても、国から僅かの見舞金のようなものが出るだけで、どこからの支援もなく、身体も、心も、生活の面でも苦しみ抜いておりました。

刑事司法の分野も同様でした。憲法には、加害者の

人権を守る規定は10か条もありますが、被害者のための規定は1条もありません。しかも最高裁判所は「捜査や裁判は公の秩序維持のためにするもので、被害者のためにしているのではない」と被害者を切り捨てていました。被害者が応報感情を持つのは当然です。

被害者が捜査や裁判に協力する理由は唯ひとつ。国に敵討ちして貰いたいと思うからです。「被害者のために裁判をしない」と突き放すのなら、仇討権を被害者に返すべきです。

2. あすの会の設立

1998年12月、私は「司法の扉 被害者に開け」という論文を読売新聞に発表しました。「被害者が、検察官と同等の立場で裁判に参加する公訴参加、刑事の裁判官が民事の損害賠償請求の裁判も同時に行う